

令和5年1月洋友会定例会報告

- 1. 会員状況：異動なし 会員 138名 準会員 4名
- 2. **こくみん共済金支給申請の証明書発行状況**：愛宕登氏ご母堂様逝去弔慰金 三好敏郎氏ご母堂様逝去弔慰金
- 3. **お祝い**：該当なし
- 4. **お年玉**：本日のクロネコ便に同封いたしました。
- 5. **事務拠点**：本日を以て、岐阜事業所構内での拠点業務を終了いたしました。
- 6. **活動状況報告と今後の計画**

パソコンクラブ	12月17日(土) 13:30よりリモート開催。参加者3名 古田さんから提供のあった課題、画面にプッシュで表示される邪魔者?「宣伝や各種お知らせ」の類いの制限方法について議論しました。以前にテーマに挙げた「AI」に話題に関連し、「機械学習」の参考資料を見つけましたので閲覧出来るようにしました。前者、後者ともHPからダウンロードできます。1月は21日(土) 13:30よりリモート開催予定
ゴルフクラブ	次回コンペ3月24日(金) リオフジワラCCまでお待ちください。
通信俳句会	毎月10名で鋭意投句中 互選結果はHPをご覧ください。
カラオケ&麻雀クラブ	コロナが増加傾向にあることから当中止
歩こう会	春を待って企画します。
農芸通信	皆様の農芸情報を、お寄せください。

7. **情報提供**：相続税の無申告は怖い 被相続人が亡くなって基礎控除を超える遺産がありますと相続人に相続税が課せられます。基礎控除(3,000万円+600万円×法定相続人の数)以内であれば、相続税の申告は不要になります。

これを超える資産があると税務署に探知された場合、「相続税についてのお尋ね」という文書が届きます。

この時点で、税務署は被相続人の確定申告や固定資産税を把握して基礎控除を超えた遺産があると把握している

わけです。相続税の申告は被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内に申告して納めることが決められています。

知らず知らず申告期限までに納めなかった場合はペナルティーが相続税に加算されることとなります。

期限を過ぎても税務署の指摘の前であれば、無申告加算税5%と延滞税(利息) 税務署の知った後では、無申告加算税は10%~15%、税務調査後では15%~20%になると言われています。もし、申告が必要だと分かっているが遺産を隠していたと税務署に判断されてしまった場合には、その行為の悪質さから「重加算税」として40%~50%という重いペナルティーが課される恐れもあります。さらに、亡くなった方の配偶者が遺産を相続した場合、配偶者の今後の生活を保護するために、相続税の負担を軽くする配慮がなされている特例の適用が受けられなくなります。具体的には、配偶者が相続した遺産の額が1億6,000万円もしくは法定相続額を超えなければ、配偶者の相続税を0円にするというものです。

また、亡くなった方の自宅を、配偶者や同居していた子供などが相続する場合、今後の生活を保護するため自宅の土地の評価額を最大8割引してくれるという特例の適用も受けられなくなります。

遺産が基礎控除を超えることが把握できたときは、申告期限までに申告して納税することが賢明だと言えます。(注)

8. **情報交換**：海外歴訪99か国目となるフィリピンを旅したが、タクシー代の法外な料金に驚いた。SNSでアピールしたら、現地法人からドライバーの協定料金とのこと。妙に納得させられた。(武藤さん)

75歳免許更新時の認知度テストは、タブレットで幾つかの絵を回答するが、36点(12枚ほど回答)で合格となり、タブレットがOFFする。但し、岐阜市管内の更新の場合(宇田川さん)

定例会は3月まで開催日程決定です。

4/20	5/18	6/15	7/13	8/17	9/21	10/26	11/18	12/13	1/17	2/10	3/8
総会	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八	安八
書面	13名	17名	13名	休止	12名	13名	15名	21名	14名	名	名

(作成 辻)